

再生可能エネルギー発電事業  
に係る地域裨益協定の手引き  
(最終案)

令和6年●月

岩手県

## 目次

1	手引き作成の背景・趣旨.....	1
2	協定締結の根拠.....	2
3	協定締結の主体.....	2
4	協定の規定内容.....	2
	（1） エネルギーの域内循環.....	2
	（2） 売電収入等の地域還元.....	3
	（3） 周辺環境の保全.....	3
	（4） その他.....	3
5	協定締結後の対応.....	3

### （参考資料）

- ・ 地域に裨益する再生可能エネルギー事業の実施に関するガイドライン（久慈市）
- ・ 宮古市再生可能エネルギー推進条例（宮古市）

## 1 手引き作成の背景・趣旨

かつて東北の地を中心に花開いたわが国の基層文化とも呼ぶべき縄文文化は、狩猟・漁労・採集を生業として約1万年の長きにわたり繁栄しましたが、欧米型の近代工業社会は産業革命以降の短期間で地球温暖化という形の外部不経済による行き詰まりを見せています。

本県の風力や太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入ポテンシャル<sup>1</sup>はエネルギー消費量の約18倍とされる一方、エネルギー収支<sup>2</sup>は化石燃料の使用等が原因で約2,600億円の赤字とされており、再生可能エネルギーの域内循環を図ることは、環境と経済の両面から持続可能な地域社会を構築する上で重要な課題となっています。

環境行政における伝統的な政策手法としては、法令による規制（強制手法）、予算や税制による誘導（経済手法）などが挙げられますが、特に基礎自治体である市町村においては、法令上の権限が見当たらない場合であっても、公害防止協定の締結などによって積極的な環境保全対策が図られてきたところであり、県としても昭和47年に「公害防止協定の手引き」を作成することで、そのような市町村の取組を支援してきました。

一方、今日的な課題である地域経済循環を実現するためには、公害防止協定のような環境保全の視点だけでなく、地域裨益<sup>3</sup>の視点から協定を締結することも有効であり、既に県内市町村でもいくつかの事例が見られるところです。さらに、環境保全の分野においても、例えば、再生可能エネルギー発電設備の立地適正化、解体処分費用までを含むライフサイクルコスト（LCC）の可視化など、新たに浮上している課題に対処する必要があります。

そのため、県としては、既存の「公害防止協定の手引き」に加えて、新たに「再生可能エネルギー発電事業に係る地域裨益協定の手引き」を作成・公表することで、県内市町村における地域脱炭素と地域経済循環の取組を後押しし、持続可能で豊かな地域社会の実現を図ろうとするものです。

- 
- <sup>1</sup> 令和5年2月の県市町村GX推進会議準備会合における環境省説明資料によると、エネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは、わが国全体では約1.8倍、本県では約18.4倍とされる。
  - <sup>2</sup> 同会合における環境省説明資料によると、本県では年間約2,644億円がエネルギー代金として県外に流出しており、地域でお金が回る仕組みの構築が重要とされている。
  - <sup>3</sup> 地域裨益とは、辞書的には「地域の役に立つこと」を指すが、本手引きの文脈では、エネルギーの域内循環、売電収入等の地域還元などを指すことになる。

## 2 協定締結の根拠

公害防止協定の締結について、公害防止条例に根拠規定を有する事例もあるため、再生可能エネルギー発電事業に係る地域裨益協定（以下単に「地域裨益協定」という。）についても、条例に根拠規定を設けることが考えられますが、そもそも地方自治法において、市町村は基礎自治体として「地域における事務」を幅広く担うこととされており、条例に特段の根拠規定がなくとも地域裨益協定を締結することは当然に可能です。

また、県内市町村の中には、地域裨益協定に関するガイドライン<sup>4</sup>を作成・公表しているところもあります。もとより協定は、各事業者との個別協議の上で締結されるものですが、一定の枠組みをガイドラインや要綱等に明記し、それを公表することで、事業者の予見可能性を高め、地域住民とのコミュニケーションの円滑化を図ることが期待されます。

## 3 協定締結の主体

再生可能エネルギー発電事業を実施しようとする事業者と市町村が協定を締結することが一般的と考えられます。

なお、複数市町村にまたがった事業の場合には、複数市町村と当該事業者が単一の協定を締結することも考えられるため、前述のガイドラインや要綱等は、連携中枢都市圏や定住自立圏、地域循環共生圏等の単位で複数市町村が共同で作成・公表しておくことも有効です。

## 4 協定の規定内容

地域裨益協定の規定内容は、市町村と事業者が協議の上で任意に設定すべきものですが、想定される規定内容を以下に例示することとします。（あくまでも例示であり、各市町村の判断を制約するものではありません。）

### （1） エネルギーの域内循環

地域経済循環を実現するためには、域内の再生可能エネルギーから生まれる電力等を、県内の地域新電力や工場等の需要家との相対契約等により域内循環させることが一義的には望ましく、これを実現することは、サプライチェーン全体での脱炭素化が志向される中、工場等の需要家を新たに誘致することにも有効です。

なお、エネルギーの域内循環は、災害等の非常時のエネルギーを確保する観点からも重要と言えます。

---

<sup>4</sup> 例えば久慈市は、令和3年10月に「地域に裨益する再生可能エネルギー事業の実施に関するガイドライン」を作成・公表している。

## (2) 売電収入等の地域還元

エネルギーの域内循環が望ましいことは(1)のとおりですが、それでもエネルギーが域外に供給される場合、事業者の売電収入等の一部を市町村への寄附金等に充てることなどが考えられます。

なお、市町村が寄附金として収納する場合、当該財源の用途については、住民等の十分な理解が得られるものとなることが望まれます。

## (3) 周辺環境の保全

従来 of 公害防止協定では、大気汚染対策、水質汚濁対策等に関する項目が主なものでしたが、地域裨益協定では、その必要に応じて、土砂の流出防止や残置森林の適正管理、さらには将来の解体処理等を見据えた資産除去債務の計上、積立金の適正管理などにも留意することが求められます。

## (4) その他

(1)～(3)のほかにも、県内市町村が締結した協定の中には、地元企業への発注、地域住民の雇用、地域行事への参加、災害時の対応、報告・立入検査等を規定している事例も見受けられるところであり、地域の実情に応じて要否を検討することとなります。

また、再生可能エネルギー発電設備の固定資産税については、地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)<sup>5</sup>を活用して、①ネガティブゾーン<sup>6</sup>に立地する設備への重課や②地域裨益協定締結企業への軽課などを市町村の条例で規定することが可能となっており、②に該当する場合はその旨を協定に明記することが考えられます。

## 5 協定締結後の対応

地域裨益協定については、地域住民への説明責任等の観点から公表することが考えられるほか、協定を締結した事業者との間で定期的に協定内容の履行状況を確認するとともに、必要に応じて協定内容の変更を行うことなどが想定されます。

- 
- <sup>5</sup> 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置については、地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)により、例えば20kW以上の風力発電であれば、新設後3年間2/3を参酌基準としつつ、1/2～5/6の範囲で各市町村が市(町・村)税条例で軽減割合を設定することができる。
- <sup>6</sup> ネガティブゾーンとしては、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域(自然環境保全法)、国立公園及び国定公園(自然公園法)、鳥獣保護区(鳥獣保護管理法)、生息地等保護区の管理地区及び監視地区(種の保存法)、砂防指定地(砂防法)、地すべり防止区域(地すべり等防止法)、急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地法)、保安林であって環境の保全に関するもの(森林法)等が想定されるが、具体的には各市町村が市(町・村)税条例で規定することになる。